

令和2年 第6回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和2年6月25日(木)

令和2年 第6回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和2年6月25日(木)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：戸矢信男 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪	

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	○	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	○	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	○	—	横尾 邦雄	×
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	×
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	○
7	並木 利明	○	—	石関 準一	×
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	×
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	○	—	岩田 弘一	×
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和2年6月25日第6回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号11番 和田山 玉彦 委員 議席番号12番 紙田 晴夫 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>今月ですが、3条案件が1件となっております。 譲受人が上里町〇〇〇大字〇〇にお住まいの 〇〇〇〇氏 譲渡人は〇〇〇〇氏になります。 土地の所在は、上里町大字〇〇〇 〇〇〇 農業振興地域内の青地となっております。譲受人の居住地からの距離は700メートル、地目は畑でございます。現在栗の木が茂っています。 面積は871平米、権利内容は売買による所有権移転でございます。譲受人は現在、耕作面積6215平米を自作しております。 貸付地及び不耕作はありません。従農者数は3名、機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック1台です。農地法第3条第2項による審査に違反はありません。 譲受人の〇〇〇〇さんですが〇〇歳の専業農家でございます。 今回の農地は栗畑でしたが、耕作放棄の状況が続き林となっております。そのため自身の所有する西側の農</p>

<p>日程第3 議案第21号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	<p>坂本 克次 委員</p>	<p>地が日陰になってしまうため、申請となりました。取得後は樹木を伐根し、土を入れ、農地としてネギを作付け予定です。 以上です。</p>
	<p>1 番について</p>	<p>非常に問題のある農地です。よい耕作者が現れていただき、大賛成であります。問題ありません</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	<p>事 務 局</p> <p>事 務 局</p> <p>根岸 好行委員</p>	<p>日程第3 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第4条の説明をさせていただきます。今月は4条案件1件になります。 申請人は上里町大字 ○○ ○○氏。土地の所在は大字○○字○○○△△△の△ 1699㎡、地目は畑、転用目的は長屋住宅、申請人の職業は農業、。形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。申請地は住宅に囲まれており、商業施設等も近くにあるため、申請するものです。</p> <p>1 番について 問題ありません。</p>

<p>日程第4 議案第22号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第4 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から9番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇(株)、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 1, 195㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は宅地造成、譲受人の職業は不動産業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅に囲まれ手織り、宅地造成後、整備された土地を購入希望者に販売するため申請となりました。 2番ですが、譲受人 神川町〇〇△△△の△ (株)〇〇 〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 外5筆 併せて5, 840㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は太陽光発電施設です。地元で説明会を行う予定でしたがコロナ感染拡大防止対策のためできなくなりました。所有者には了解をえています。譲受人の職業は建築業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。宅地に接続しています。太陽光発電申請となりました。 3番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△アパート名〇〇 〇〇 〇〇氏、譲渡人 群馬県〇〇市〇〇</p>

△△△の△ ○○ ○○氏外1名です。土地の所在は大字○○字○○○△△△の△ 外1筆 272㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は保育士、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしていますが、子供の成長に伴い住居が手狭になった為申請となりました。過去に一度、転用許可を取っている農地でございます。

4番ですが、譲受人 上里町大字○○△△△の△ ○○○○、譲渡人 上里町○○△△△の△ (株)○○○○です。土地の所在は大字○○字○○○△△△の△ 233㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は無職、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。国道17号改築事業において現在の住まいが道路用地になったため、代替地として申請となりました。

5番ですが、譲受人 群馬県○○市 △△△の△ (有)○○○○、譲渡人 上里町大字○○△△△ ○○○○氏です。譲渡人は4番の案件と同じです。土地の所在は大字○○字○○○△△△番△ 404㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅1棟、譲受人の職業は不動産業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地です。宅地に接続しています。貸事務所を建築し家賃収入を得るため申請となりました。

6番ですが、譲受人 上里町大字○○△△△ ○○ ○○氏、譲渡人 神奈川県○○市○○△の△の△ ○○○○氏、土地の所在は大字○○字○○○△△△の△ 367㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は建築業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地です。申請地は宅地に接続しています。譲受人は現在妻の実家に間借りをしておりますが、子供の成長に伴い手狭になった為申請となりました。

7番ですが、譲受人 上里町大字○○△△△ (有)○○○○、譲渡人 深谷市○○△△△ ○○ ○○氏です。土地の所在は大字○○字○○○△△△の△ 1,832㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的はデイサービス・老人ホーム、譲受人の職業は介護業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地です。申請地は宅地に接続しています。申請地は過去に転用の許可済であるが、当初の計画を実行できなくなったため、今回デイサービス・老人ホームを建設するため、申請するものです。

		<p>8番ですが、賃借人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、賃貸人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇外4名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 外4筆 9966㎡、地目は田、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場、原石置場及び搬出入路、賃借人の職業は砂利採取業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、農用地区域です。宅地から50mほどの場所です。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>9番ですが、賃借人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、賃貸人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 外2筆 3629㎡、地目は田、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場、原石置場及び搬出入路、賃借人の職業は砂利採取業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、農用地区域です。宅地から150mほどの場所です。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。</p> <p>根岸 好行委員 1・3番について 問題ありません。</p> <p>藤島 廣二委員 2番について 地図を見てもらうとわかりますように農地の真ん中です。面積も広く全体の農地の真ん中ため残念です。転用は仕方のない事ですが、お願いとしまして、太陽光の用地の間が北中学校の通学路になります。塀ができると狭くなるため、出来るだけ通路幅を広げて欲しいと伝えていただきたい。</p> <p>事 務 局 工事中は1メートルセットバックしています。 事業者と話していきたいと思います。</p> <p>並木 利明委員 4番・5番について</p>
--	--	---

<p>日程第5 議案第23号 農地法第5条の規定による 許可後の計画変更承認申請 について</p>	事務局	4番は東側の道が狭いため、緊急の場合困るのではないか 建築確認上、西側の道路から入ります。接道は広いです。
	青木 猛 委員	6番・8番・9番について 問題ありません。
	小林 進 委員	7番について 問題はないが施設を作る条件を教えてください。
	事務局	介護施設の関係のため調べて連絡します。
	議長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	事務局	日程第5 議案第23号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局による説明を求めます。 【議案説明】

<p>日程第6 議案第24号 別段面積の検討について</p>		<p>1番ですが、申請人は東京都〇〇△の△の△ 〇〇〇〇（株）です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△外2筆 計7, 714㎡、地目は田、申請内容は砂利採取期の期間工事日程の変更です。天候不順等により期間内に完了できないため、継続利用するため、今回申請となりました。</p> <p>2番ですが、申請人は東京都〇〇△の△の△ 〇〇〇〇（株）です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△計5, 254㎡、地目は田、申請内容は1番と同じく砂利採取期の期間工事日程の変更です。天候不順等により期間内に完了できないため、継続利用するため、今回申請となりました。</p> <p>3番ですが、申請人は本庄市〇〇△の△の△（株）〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△外3筆 計10, 866㎡、地目は田、申請内容は砂利採取期の期間工事日程の変更です。天候不順等により期間内に完了できないため、継続利用するため、今回申請となりました。</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～挙手全員～</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第6 議案第24号 別段面積の検討について、事務局による説明を求めます。</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>【議案説明】</p> <p>概要について、別断面積とは農地法第3条申請時に係る5反要件に関して、地域の実情によって規制の緩和をし、少ない耕作面積であっても農地の所有権を取得することが出来るようにするというものであります。なお、国・県の指導により、別段面積は毎年の検討が必要であるとされています。</p> <p>前提として、当町において経済状況や自然状況に地域差はないため、設定地域は町全体となります。</p>	

[閉 会]		<p>・まず農地法施行規則第17条第1項による検討ですが、公式より求められる最低別段面積は50㎡を超えるため、設定ができません。</p> <p>・次に農地法施行規則第17条第2項による検討によると、別段面積の設定による新規参入者の促進が、遊休農地解消に効果があり、かつ小規模農家の存在が農地の管理上問題とならない場合は、第1項の定めによらず別段面積の設定が可能です。</p> <p>しかし、上里町の遊休農地解消には、地主の理解協力や小規模農地の利用促進などの課題解決が必要で、新規参入者の増加が遊休農地の解消につながる期待は持ちにくいといえます。</p> <p>まとめとしては、①として当町は町内ほぼ全域において土地改良事業による圃場整備が施行され、土地利用農業が定着している。②として50㎡に満たない新規就農者については農業経営基盤強化促進法による参入も可能である。という点。③として第3条申請は農地の所有権を取得するための申請でもあるので、規制緩和には慎重になるべきであるとして、別段面積の設定は資産保有目的で農地を取得する事を助長しかねない、というものであります。</p> <p>以上3点より、別段面積の設定は必要ないという検討結果案を提案いたします。</p>
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
議 長	～挙手全員～	
議 長	挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。	
会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。	

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和2年6月25日

議 長

印

(和田山 玉彦 委員)

署 名 人

印

(紙田 晴夫 委員)

署 名 人

印